

幼稚園における園児への投薬（投薬の確認事項・投薬依頼書）について 湖東幼稚園

幼稚園における園児への投薬は法律の定める「医療行為」になるため、職員は園児への投薬を行うことが出来ません。従って、原則として幼稚園では薬を投薬致しません。 保育時間中の投薬について今一度下記に記載の事項をご確認下さい。

(1) 幼稚園における園児への投薬

医師の診察を受ける時には、幼稚園では原則薬を飲むことが出来ないことをお伝えいただき、保育時間中に薬を服用しなくても済むような処方をお願いしてください。どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合には、保護者が来園してお子さんへ投薬していただく事になります。

ただし、慢性疾患（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎など）のように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置においては、お子さんの主治医に従うとともに、保護者及び幼稚園職員の連携が必要ですので、幼稚園までご連絡ください。協議したうえで対応させていただきます

(2) 保護者が来園して子どもへ投薬することがやむを得ず出来ない場合

診察後主治医が幼稚園の保育中に、薬を服用することが必要と判断された場合には、幼稚園職員が保護者に代わって投薬をいたします。この場合、万全を期すために『投薬依頼書』に必要事項を記入していただき、持参薬（薬剤情報提供書がある場合には添付することが望ましい）とともに、幼稚園職員へお渡しください。ただし以下の注意事項についてご了承ください。

- ① 主治医の処方による薬に限ります。市販の薬、保護者の判断で持参した薬は投薬できません。（市販の目薬等投薬出来ない薬もあります。ご了承ください）
- ② 熱が出たら…、発作が出たら…、熱性けいれん防止のため…、というように、症状を判断して投与しなければならない場合には、当園として判断が出来ませんので、その都度保護者様にご連絡をすることになりますのでご承知おきください。
- ③ 投薬希望日当日の朝、子どもの体調の様子をバスキャッチの園への連絡にて記載し、薬は登園の際、職員へ必ず手渡しして下さい。（1回分のみ名前を記載し、投薬依頼書に添付する事）
- ④ 薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いてしまった場合、幼稚園では責任を負いかねます。

※幼稚園における投薬に関し、ご質問・ご不明な点等ありましたら幼稚園までご相談下さい。用紙はコピーしてご使用下さい。
 ……………き…………り…………と…………り…………

投薬依頼書

1回分のみ薬を添付➡

学校法人富塚学園 湖東幼稚園 園長様

* 医師との相談の結果、やむを得ず保育時間中における薬の服用が必要となりましたので投薬をお願いします。

	クラス	名前
投薬依頼日・服用時間	令和 年 月 日	食前・食後・食間・その他（ ）
薬の種類及び保管方法	室温・冷蔵庫・冷暗所 その他（ ）	
投薬時の注意点	例：そのまま口に入れて飲む	
外用薬などの使用方法		
かかりつけ医院及び医師名	TEL（ ） -	

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印 _____

担		投	
任		薬	
		者	